

令和7年度第1回東近江市上下水道事業審議会 次第

日 時 令和7年9月30日（火）午後2時から
場 所 東近江役所本館3階（301会議室）

1 開 会

2 開会あいさつ

3 審議会の設置について

4 委員紹介

5 議 事

(1) 上下水道事業決算について

- ・ 令和6年度東近江市水道事業会計決算について
- ・ 令和6年度東近江市下水道事業会計決算について

(2) 下水道使用料について

- ・ 下水道使用料検討に係る課題整理について

6 閉 会

東近江市上下水道事業審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、東近江市上下水道事業審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、東近江市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、東近江市上下水道事業に関する重要な事項について総合的に調査及び審議するものとする。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）上下水道の利用者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長）

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、水道部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。